

民具はいかにして文化財になったのか

——有形文化財「民俗資料」の誕生——

榎

美
香

はじめに

日本の公立総合・歴史博物館は、二〇二四年の時点で四六六館を数える。^① そのほとんどの館には、郷土の生活を語る資料として、多くの民具が保管・展示されている。

今日のように全国の地域博物館で豊富な民具資料が収集されるようになったのは、日本独特の民俗文化財の保護政策に拠るところが大きい。二〇二五年現在、文化財保護法では文化財の種類には「有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群」があり、このうち民俗文化財は更に有形と無形に分かれる。民具は有形民俗文化財に該当し、法的に保護の対象とされているが、近年は収蔵スペースの老朽化などにより廃棄が検討されたり、またそれに対する反対の動きも見られ、改めて民具の資料的意味が問われている。

そもそも、「民具」という語や概念、それを生活文化の資料とする考え方は、洪沢敬三が主催したアチック・ミュージアム（以下アチック）のちの日本常民文化研究所（以下常民研）が一九三〇年前後から行ってきた資料の蒐集・研究活動の中で生み出されたものである。しかし、日常の卑近な道具が文化財として認められていることは、決して当たり前のことではない。一体誰により、どのような経緯でそこに至ったのだろうか。

筆者はこのことについて、当然のように洪沢栄一の嫡孫であり、財界の要職も務めていた洪沢敬三とアチックの同人達の研究成果及び政治的影響力が関係していたと考えていた（榎 二〇一三 七五）。しかし、本当にそうなのだろうか。それを確かめるためには文化財保護法立法時の民俗資料の扱いについて詳細を知る必要がある。そこで本稿ではまずはじめに、日本の民具収集・保存活動の流れを整理したうえで、その端緒に遡り、文化財としての「民俗資料」誕生の経緯を出来る限り明らかにし、民具の社会的意味を考える一助としたい。

一、民具の収集・保存活動に関する三つの画期

画期①…文化財保護法の成立と有形文化財「民俗資料」の誕生

宮本常一は「民具研究がやや問題になって来はじめたのは文化財保護法の中に民俗資料の調査保存がとりあげられたから」と述べている（『宮本常一（以下宮本常） 二〇〇五 六〇』）。それまで、民具を資料として扱い、系統的に収集していたのはひとりアチックのみであった。アチックが収集した民具資料は保谷（現西東京市）の約一万坪の敷地と共に一九三七年に日本民族学会に寄贈され、三九年に同地へ開設した民族学博物館に収蔵された。アチック同人の宮本馨太郎は、立教大学で教鞭を執りながら同博物館に研究員として派遣され、一九四二年に博物館が文部省管轄となった後も戦中・戦後を通してその整理と管理を任されていた。戦後、唯一の民俗専門博物館を守ってきた当事者として宮本馨太郎は日本博物館協会の理事にも就き、一九五一年公布の博物館法やその施行規則の制定にも関わっている（『宮本馨太郎（以下宮本馨） 一九九五再録 八六』）。

そして、民具に文化財という法的な価値付けを行ったのは、博物館法に一步先んじて一九五〇年に公布された文化財保護法であった。この法律が成立した時、「建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、筆跡、典籍、古文書、民俗資料その他の有形の文化的所産でわが国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの及び考古資料（傍線筆者、以下同）」が有形文化財として定められた。戦後の文化財保護政策の道筋を決めるこの法律の中に「民俗資料」が位置付けられたことは、その後の民具の収集・保存活動に法的根拠を与える最初の画期となった。

画期②…文化財保護委員会事務局三名による施策と活動

文化財保護法によって設置された文化財保護委員会事務局では一九五二年から、ようやく本格的な民俗資料の

保護事業が開始された。これが二つ目の画期である。

まず田原久が準備要員として同事務局記念物課に配置される。民俗分野にはなじみがなかった田原は、着任後すぐに宮本馨太郎に協力を求める。同時に洪沢に人材の推薦を依頼し、その結果、元アチック同人の祝宮静が同部署の主査に、また宮本馨太郎は週一回勤務の調査員として正式に配属された。これ以降、この三人を中心とした民俗資料保護の施策が次々と打ち出されていく。

まず、柳田国男、洪沢敬三、折口信夫、今和次郎、岡正雄、金田一京助、長谷部言人など日本の民俗学・民族学を作り上げてきた学者達を文化財専門審議会委員の民俗資料部会委員に委嘱し、具体的な内容について検討を重ねた。⁽⁴⁾一九五三年には東京や長野県松本市で「民俗資料とはどんなものか」と題する講習会を開催している〔田原 一九五四〕。そして一九五四年の法改正において無形の事象も含め「民俗資料」を有形文化財から独立させた。美術工芸品等の有形文化財の定義が「歴史上又は芸術上価値の高いものであるのに対し、この時定めた民俗文化財の定義は「我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの」という独自のものであった。この後すぐに具体的な民俗資料の指定・選択基準も策定するのだが、その内容はほぼアチックが一九三六年に示した『民具蒐集調査要目』に基づいていた。

その後も、「全国民俗資料緊急調査」の実施、『民俗資料調査収集の手引き』の刊行、またこの『手引き』をテキストに講習会を開催するなど怒濤のように事業を展開していった。一九六八年に同部署が文化庁に移管される前年、祝は退職するが、⁽⁵⁾一九六九年から二〇〇〇年にかけては先の緊急調査の成果などをもとに『日本民俗地図』が刊行されている。

そして一九七〇年度からは地方自治体に対して「地方歴史民俗資料館」建設の国庫補助事業を開始させる。この補助により一九九三年までの間に県立一二、市町村立四五二館合わせて四六四館の歴史民俗資料館が設立されたという〔文化庁 二〇〇一 三三六〕。即ち、現在の公立歴史民俗博物館のほとんどがこの時期に建てられた

といえるだろう。一九七一―七五年には第一法規より都道府県別の『日本の民俗』シリーズを刊行した。そして一九七五年の法改正により、「民俗資料」の名称は「民俗文化財」となり、民俗芸能を無形文化財から民俗文化財の中に移し、指定制を導入するなどの変更がなされた。

文化財保護委員会事務局三人の八面六臂の活躍により、初期の民俗文化財保護体制が確立し、そして全国自治体による民俗調査と民具の収集が進められていくのである。

画期③…宮本常一とその関係者による活動

文化財保護委員会主導の動きに加え、更に追い風となったのは、やはりアチック出身の宮本常一とその周辺の人々による活動である。宮本常一は宮本馨太郎と共に保谷の民族学博物館の民具整理を行ったことはあったものの、当初から民具に特別な関心があった訳ではなかった〔宮本常一 一九七三 一一二〕。ところが一九六五年に五八歳で武蔵野美術大学の教授になると、宮本のもとに集う美大生達の造形物への熱い情熱に後押しされるように民具への探求が始まる。これが三つめの画期である。同大学の生活文化研究会、そして一九六六年に所長に就任した日本観光文化研究所の若いメンバー達が中心となって、全国の民俗資料館の開設や民具収集を支援する活動を展開していった。民具実測図の方法論が確立したのも武蔵野美術大学の関係者達によるものであった〔小島 二〇二五・六、同・一一〕。一九六四年からは宮本常一が文化財保護委員をしていた広島県の担当職員であった木下忠が文化庁の調査官として加わった。木下は元々考古学を専門としていたこともあり、一律の実測図の作成が全国の有形民俗文化財の指定条件となった。一九七四年には宮本常一の呼びかけで日本民具学会が発足し、一般にも「資料」としての民具の位置づけが普及した。

まさに、先の文化財保護委員会・文化庁の動きに連動するような形で宮本常一を中心とした潮流が合流し、民具への関心が急速に高まっていったのである。当時は高度経済成長長期にあたり、各地で失われつつある「郷土」

を前に、有志達が「今、何かしなければ」という一種の焦燥感にかられていたことが背景にあるだろう。

このように、現在に至る日本の民俗博物館の充実ぶりは、三つの大きな画期を経て積み上げられてきたものである。このうち②と③の動きはどちらもアチックの流れを汲む人々によって推進されているが、それは文化財保護法が成立し、記念物課に田原久が着任して以降のことである。画期①の「民俗資料」の誕生にあたつて果たしてアチックや洪沢の影響はあったのだろうか。

二、文化財保護法の変遷に関する先行研究と本稿の手段

(一) 初期の民俗資料保護活動に関する先行研究

文化財保護法が制定されてからの民俗資料の位置づけについてまとめた研究は少なくない。才津由美子、菊池曉、村上忠喜、中村淳、丸山泰明、川邊咲子などがこれを行っている。しかし、いずれも扱われるのはほぼ一九五四年の法改正前後からの出来事である。すなわち、先の画期①にあたる文化財保護法成立時の経緯については触れられておらず、最初から有形文化財として「民俗資料」が組み込まれている前提で出発している。

才津は、一九五四年と一九七五年の二度の文化財保護法改正による「民俗文化財」の創出過程を関係者による言説によつて掘り起こし、読み解いた〔才津 一九九六 五〇〕。特に田原久の左記の文章に注目している。

「さて、いよいよ民俗資料保護事業を開始するといっても、一体どういう形で対応したらよいのか、困惑のほうに先に立った。というのは、柳田国男・洪沢敬三両先生を中心とする民俗学の研究は、しだいに興隆になつて来ているというものの、いずれも民間の学として進められていて、国の行政施策のまっただなかに据えられるなどというような予測は、それまで関係者の誰もが持っていなかった〔田原 一八八五 二八一〕」。

才津はこの述懐から、文化財としての民俗資料は、はじめは民俗学とは別の文脈から発見されたとの考えを示し、そのうえで「しかし、ここで最初に民俗資料という言葉を入れたのは誰か、またその目的は何だったのかと、この言葉の「起源」を推論するのは本稿の目的ではない。」と明言している。

一方、菊池は祝宮静の動きに焦点をあて、二度の文化財保護法改正の中で、特に無形民俗文化財の位置づけに関する扱いの変化を追った。そして、一九五二年の改正まで民俗資料が放置されていたことから「当初は具体的な保護行政の青写真もないまま偶発的に保護法第一条に規定されたことを予想させる」と推測している〔菊池一九九六 一一〕。

田原久によれば自身が着任するまでは「それに対する施策はまだ講じられることなく、いわば空文化のまま、約二年間放置されていた」という〔田原 一九八五 二八〇〕。祝も、「昭和二十五年、制定当初の保護法では、この民俗資料という四文字が、ただの^一か所にしか出ていなかった」ことに驚き、「文化財保護法なるものに取^二り組んでみると、民俗資料は有形文化財として挙げられているだけで、一言一句の注釈さえないのにも驚いた（中略）そもそも民俗資料というものを、どのように立法者は考えていたのか、なにもわからないことばかりであった。〔祝 一九七一 一六一〕と述べている。法律制定からたった二年後に着任した当事者たちにとっても、すべての法的根拠となる文化財保護法に誰が、なぜ、どのようにして「民俗資料」を対象として入れたのか、その経緯はよく分からないままに施策をスタートしていたのである。

（二）文化財保護法成立に関する先行研究

一方、民俗分野に限定しなれば、文化財保護法全体の成立や変遷についての先行研究は多い。文化財保護委員会や文化庁が自ら保護法制定一〇年、五〇年などを記念してまとめたものや、関係者、外郭団体、また法制史研究者が整理したものなどの成果が挙げられる〔竹内・岸田 一九五〇、文化財保護委員会 一九六〇、文化庁

二〇〇一、和田 二〇〇四、文化財保存全国協議会 二〇一七 など。その中でも、文化財保護法の成立時の委細について特に詳しく検証を行ったのは堺野飛鳥である。境野は博士論文及び数本の学術誌上の論文において、GHQ側の資料及び当時国立博物館保存修理課長であった大岡實博士の旧蔵資料を精査しここから同法の草案・法案、関連文書を抽出し、系統的に整理を行った〔境野 二〇〇九、二〇一〇、境野ほか 二〇一〇〕。これにより、それまでは国会会議録や当時の論文の引用などうかがうしかなかった草案・法案の実際の内容を知ることができ、一九四九年から一九五〇年までの間に改訂を繰り返した同法成立の紆余曲折についての詳細がかなり明らかになった。但し、境野が追っているのは文化財保護法全体の成立過程であるため、こと民俗資料のみを取り上げている訳ではない。このため、本稿では境野の研究成果も引用しながら、民俗資料に関わる部分にフォーカスし、才津があえて目的から外した民具が文化財となった最初の瞬間について、その法律制定のいきさつと理由を検証していきたい。すべての始まりとなった一九五〇年の文化財保護法成立時、民俗資料はいかにして文化財に位置付けられたのだろうか。

三、岩村忍という人物

(一) 岩村忍の来歴

宮本常一は、文化財保護法に民俗資料が組み込まれた理由について、左記のような大きなヒントを記している。「新しい保護法の中に保護対象として民俗資料が新しく加えられた。これは文部省の専門委員であった岩村忍氏の配慮によるものであったことを洪沢先生から聞いたことがある。洪沢先生が永年にわたって民具の蒐集研究に力をそそいで来ていることに對してその成果を高めるようにとの配慮によるものであったという〔宮本常一九七九 五四〕」。

丸山泰明は、この記述を受け、初めての文化財保護法に「民俗資料」が加えられたのは岩村の配慮によるものであるとしている〔丸山 二〇〇八 四七六、二〇一三 二二八〕。

この岩村とはどのような人物であろうか。岩村忍は一九〇五年に北海道小樽市に生まれ、一九二六年にアメリカのオタワ大学を卒業している。カナダのトロント大学大学院を修了したのち、新聞連合社ロンドン支局長、外務省勤務などの経歴がある。英語は堪能であったと思われる。一九四二年文部省民族研究所に入所、戦後一九四五年一〇月に同研究所閉所後、一九四八年一月から国会専門員の職に就いた〔岩村 一九八一、境野 二〇〇九、太田 二〇二三 など〕。国会では、「専門の知識を有する職員（専門員）及び調査員を置くことができる」と決められており、当時岩村は参議院常任委員会の専門員であった。

（二）岩村忍と民族研究所・渋沢との関係

戦時中に岩村が属した文部省の民族研究所は、渋沢敬三やアチックとも関係が深い。渋沢は日本民族学会に対し、一九三四年の設立時より全面的に支援を行い、当初は学会理事、四六年からは会長に就任した。なかでも優秀な若手民族学研究者であった岡正雄に対してはよく相談に乗り、オーストリア留学の経済援助まで行っている。帰国後の岡は国立民族研究所の設立に情熱を傾け、様々なコネクションを駆使して陳情を続ける。岩村忍も、岡が設立運動を始めた一九四〇年一二月当初から、古野清人、八幡一郎、江上波夫らと共に活動に参加している〔中生 一九九七 四九〕。岡らの働きは、戦局にあつて外地の情勢を把握したい国の政策とも合致し、一九四二年文部省直轄の民族研究所が設立された。これにともない、日本民族学会は財団法人日本民族学協会と改称し、民族研究所の外郭支援団体として位置付けられた。この時、前述の保谷の民俗博物館も学会から協会に引き継がれた。開設された文部省民族研究所の顔ぶれには、所長に高田保馬、部長に岡正雄・小川栄三・古野清人、そして所員には八幡一郎・江上波夫・杉浦健一・牧野巽・岩村忍、助手に佐口徹・徳永康元、嘱託として小野忍・関

敬吾・石田英一郎・今西錦司らがいた。戦時中には岩村は、内モンゴルのムスリム調査団のリーダーなどを務めている。岩村の上司にあたる岡正雄にとつて、また研究所を支えた日本民族学協会にとつて渋沢は恩人であり、そこに勤める岩村も渋沢に一目置いていたと考えるのは自然であろう。

(三) GHQの交渉と法案調整

国会専門員としての岩村は、単に国会の審議中に専門的な質問に答えるだけでなく、堪能な英語を生かしてGHQへの報告や内容の調整まで重要な役割を果たしていたことが指摘されている。例えば、当初GHQやCIE（GHQの民間情報教育局）は文化財保存法すなわちそれ以前の国宝保存法の改正自体に反対の意見であった。しかし、それを聞いた岩村はCIEのブルマーに新法案を検討していることを報告し、CIEの意向も取り入れた案を示した。これにCIE側も態度を軟化させ、法改正は認められるようになったという「境野 二〇一〇／境野ほか 二〇一〇」。もちろん岩村一人が法案を作成したわけではないが、GHQとの交渉の場においては、かなりの発言力があつたことは間違いない。

当時大臣官房文書課長および同総務課長であつた森田孝は、文化財保護法の成立について、のちに左記のように述べている。

「当時の参議院教育委員長、田中耕太郎氏（現最高裁長官）の法律理念と知識と、やはり当時の参議院文化委員長、山本勇造氏の文化理念とが合作され、専門員だつた岩村忍氏（現東大東洋文化研究所員）および現在も専門員をしていられる竹内敏夫氏とが、内助せられて、司令部の文化部長バーンス氏と折衝してでき上つたものであると心得ている〔森田 一九五五 四九〕」。

この証言からも、岩村が法案の草案作成に「内助」したことは確からしい。この時、渋沢に「配慮」して民俗資料を文化財に組み入れたのであろうか。この後、岩村忍という人物の動きに気を付けながら、国会会議録や境

野の分析などを照合して文化財保護法案制定時の協議・審議の経過を見ていくこととする。

四、文化財保護法作成過程の概要

(一) 文化財保護法前夜

戦前の古社寺保存法、史蹟名勝天然紀念物保存法、国宝保存法など文化財に関する法律は、絵画・彫刻・工芸・刀剣・文書・典籍・建造物などの歴史的美術的観点から優品とされたものを保存し、海外への流出を防ぐためのものであった。戦後、文部省は民間の蒐集家や学者、評論家らを招集し、「古美術保存懇談会」を開催。国宝保存法の改正も議論され、戦前の制度を見直す動きが始まっていた。そうした状況のなか一九四九年一月二六日、法隆寺金堂が焼損したのをきっかけに、文化財保護に対する世論が急速に高まったのである。同年二月二二日、参議院文部委員会では火災の報告と審議が行われ、文化小委員会が設置されて調査が開始された。委員会の中心は、参議院緑風会に所属する文化人である山本勇造（筆名…有三）や田中耕太郎であった。

(二) 成立までの流れ

二〇三月の調査の結果を受け、参議院文部委員会において一九四九年四月から本格的に保存法に関する審議が開始された。以後、文化財保護法案の審議は参議院主導で行われることとなる。その経過記録が、一九五〇年四月二五日『第七回国会参議院文部委員会会議録第十六号』にまとめて記載されている〔文化財保護委員会一九六〇一〇九一一二〕。

まず、一九四九年二月一二日から五月二二日の期間、参議院文部委員会では十七回に及ぶ委員会や懇談会で協議が行われ法案文もその都度改正されていった。そして五月二二日にまとめた第七次案が参議院で可決され、

衆議院に提出された。しかしその審議の途中で保留となってしまう。しかしその後も協議と改訂の作業は続き、衆議院側が作成した法案要綱の内容も加味しながら更に協議を重ねて翌一九五〇年五月一日、参議院第十次案が一部修正のうえ国会を通過して成立した。当時としても、このような大きな法律が議員立法で成立することは稀有のことであつたという。

これらの法案文については、境野飛鳥が衆参両院の合計一一案文を探し出し時系列順に分類している。次の表は、境野が確認した文化財保護法の草案・法案の分類表をもとに、先の経過記録や国会会議録と照合して対応する会議名とその日付を右列に付け足したものである。⁽¹⁰⁾また、その他国会会議録で存在が確認できるものを網掛けで追記した。以下、本文でもこの境野の分類名に準じて案文を示しながら、その過程の詳細を追っていく。

五、参議院主導の法案作成の様子

(一) 国会提出の準備

文化財の保存に関する法案審議の速記記録が初めて残されたのは一九四九年四月一九日参議院文部委員会小委員会である。⁽¹¹⁾委員長の小島通陽が「一週間のうちに二回も三回も委員会を重ね（中略）専門員室におきまして、第二次試案というのが大体でき上りました」と言っているため、この日提出されたものが、国宝保存法と重要美術品等保存法を統合した第二次案「参議院案③…文化財保存法」であることが分かる。この小委員会には「法制局側」として法制局参事の今枝常男、常任委員会専門員の竹内敏夫、そして岩村忍が出席している。冒頭で草案の説明をしたのは岩村の先輩同僚である竹内敏夫であつた。

竹内は第一次案から第二次案への修正内容を説明しつつ、「その文化財の内容を非常に広くして行きたい」との方針を示した。そしてこの時の竹内の口調は「…に持って来たいと思っているわけであります。（中略）…を講

105 民具はいかにして文化財になったのか

確認されている文化財保護法関連草案・法案 一覧表

分類名	名称	条項数	作成日	提出日・提出先
参議院案①	国宝保存法 (仮称)	26条 以下省略	不詳	1949.4.12参議院文化小委員会で協議
参議院案②	文化財保存法 (仮称)	全34条	不詳	1949.4.15参議院文化小委員会で第1次案を審議 (竹内・岩本ら専門員と今枝ら法制局参事が起草・説明)
参議院案③	文化財保存法 (仮称) 第2次案	44条 以下省略	不詳	1949.4.19第5回参議院文部委員会文化小委員会 第2次案を討議(竹内・岩本ら専門員と今枝ら 法制局参事が起草・説明)
参議院案④	文化財保護法 (仮称) 第3次案	全72条	1949.4.21	1949.4.22第5回参議院文部委員会で審議(竹内 専門員が説明) 同日衆議院文部委員会
参議院案⑤	文化財保護法 (仮称) 第4次案	全74条	1949.4.25	
参議院案⑥	文化財保護法	全74条	不詳	
参議院案⑦	文化財保護法 第7次案	全75条	不詳	1949.5.21第5回国会参議院文部委員会で第7次 案を審議(鈴木憲一議員が文化小委員会として説明、 梅津錦一議員が補足)→可決 1949.5.22参議院本会議→可決 1949.5.22衆議院文部委員会→未決 1949.5.23衆議院文部委員会→保留
衆議院案	重要文化財保護法 案要綱	全89条	1949.9.26	1949.9.26第5回国会衆議院文部委員会で報告
(参議院修正案)	(改正案要綱／案文 は未確認)	全108条		1949.10.13第5回国会参議院文部委員会で報告
参議院案⑧	文化財保護法案	全119条	1949.11.10	
参議院案⑨	文化財保護法案 第8次案	全130条	1949.12.16	12月17日、20日、24日(文部委員会)文化財保護 法案(第8次案)について協議
参議院案⑩	(文化財保護法第10次 案／案文は未確認)	全131条	1950.4.20	1950.4.22第7回衆議院文部委員で参考意見聴取 1950.4.25参議院文部委員会に提出→可決 1950.4.26参議院本会議→可決 1950.4.29衆議院文部委員会に提出、4.30審議 →131条削除で可決 1950.4.30衆議院本会議→可決 1950.5.1参議院本会議→修正に同意の上可決
文化財保護法	文化財保護法	全130条	1950.5.30	1950.5.30法律第214号として交付 1950.8.29施行

(境野、斎藤、大和、平賀：2010 p254 表1をもとに一部訂正・追記)

じて行きたいというふうを考えまして（中略）…この文化財保存法ということを考えて見たわけでございます」といった言い方で、原案を作成したのが竹内らであったことが読み取れる。議院の鈴木憲一は「専門員の方々のいろいろ御研究の結果だと思う」が、と前置きを付けて「文化財保存法」という名称について質問している。竹内はこれに對し、「文化財保護法」の名称も検討したが一応「保存法」としておいて「その次の段階が当然生まれ来るのじゃないか」というようなことから、こういう名前を付けたわけであります」と返答しており、法の名称についても専門員が考えたことが分かる。更には「文化財の保存というのは（中略）保存部のところの所掌事務の中にそれを我々は規定しているのです」と、事務局の所掌も専門員達で構想していたことが窺える。そしてこの後、岩村忍も「国宝に等級を付ける」構想について説明し、「これを起草しましたときの我々の考えはこういうのであります」とまとめている。制度の根幹に関わる事項は岩村と竹内という専門員主導で設計され、初期法案の骨子が作成されたのである。委員会では提示された案をもとに意見が交わされ、修正が加えられていった。

その結果は四月二二日、第五回国会参議院文部委員会で報告された。これが四月二一日付け「参議院案④…文化財保護法（仮称）第三次案」にあたると思われる。ここでも、冒頭、三島通陽が文化小委員会の長として説明するところで「私がここで申しますよりも専門員の方から簡単に説明いたして貰いました方がよろしいかと思ひます」と切り出し、竹内専門員が概要説明を行っている。こうして五月の第五回国会に提出するべく、その後も参議院文部委員会や小委員会で審議を重ね、準備が進められていった。

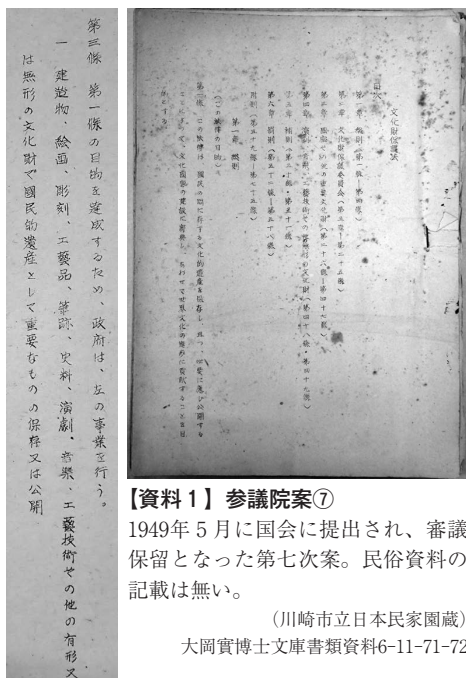
（二）第五回国会への法案提出（第七次案）

五月二一日の参議院文部委員会に、文部委員長の田中耕太郎外十六名の發議で第七次案である「参議院案⑦…文化財保護法」が提出された【資料1】。その保護対象は「建造物、絵画、彫刻、工芸品、筆跡、史料、演劇、音楽、工芸技術その他の有形又は無形の文化財」となっていた。ここに民俗資料の文字は無い。参議院では、これ

で国会を通過させ、立法しようという最終調整の局面であった。

文化小委員会委員の梅津錦一がこれまでの経緯を報告し、鈴木憲一が概要の説明を行った。そして「我々全委員が協同しての提案」であるので質疑応答又討論の必要なし、ということになり、全員一致で可決した。田中委員長は最後の挨拶で、衆議院にも「デリケートな心づかい」を尽くしたのだからすんなり通過してほしい、という内容を語っている。梅津報告では、前日の五月二十日に「衆参合同打合会」にて文化財保護法案について協議したと記録されているから、参議院側としては衆議院との国会前の事前協議は十分行ったものとみなしていたようである。

翌五月二二日の参議院本会議で前日の法案は決議され、そしていよいよ迎えた同日午後六時十五分からの衆議院文部委員会に田中耕太郎以下四名の参議院議員たちは、第七次案を携えて臨んだ。ところが、ここで衆議院議員達から文化財保護委員会の格付けや史跡名勝天然記念物を文化財に入れない理由など質問が相次ぎ、想定していた以上に議論は難航した。なかには衆議院に最終案が回付されてきたのが二、三日前で、十分審議する間がなかったという不服の意見も出た。二日前に参衆合同打ち合わせをしているはずだったが、衆議院議員全員に周知されていたわけではなく、不信任を持った者もいたようである。最後は松野喜内参議院議員が「この際特に御審



【資料1】参議院案⑦

1949年5月に国会に提出され、審議保留となった第七次案。民俗資料の記載は無い。

(川崎市立日本民家園蔵)

大岡實博士文庫書類資料6-11-71-72

民俗資料なし

議を重ねまして、御賛成を願いたいということを私よりもお願いする次第であります」と懇願したが、そのまま午後七時九分散会となった。

明けて五月二三日午後四時二十九分から開かれた衆議院文部委員会では、昨日の続きで審議が行われるはずであった。この時には参議院側の出席者はいない。会議は下記のような短いものであった。

——原彪委員長 それでは会議を開きます。文化財保護法案を議題にいたします。

本法案については関係筋よりの申出により保留いたしましたことから、御了承願いたいと存じます。「異議なし」と呼ぶ者あり」

原委員長 さよういたします。この際暫時休憩いたします。〔午後四時三十一分休憩〕

——〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

この「関係筋」というのは当時のGHQのことを指す言い方である。大変不自然な流れであるが、衆議院からは異議なしとの声もあり、抵抗なく保留に同意となった。恐らく、五月二三日の夜から二三日の開会までの間にGHQからの「申出」があり、この件を保留とするように衆議院に周知されたものであろう。これは不可抗力とはいえ、衆議院のうちには参議院主導で根回しなしで提出されてきた法案を不服とする雰囲気もあったように感じ取れ、突然の審議差し止めに関して特に質問も不満もなく休憩後の再開もされなかった。こうして文化財保護法の審議は未了のままここで一旦ストップするのである。

(三) 審議保留の理由と岩村の解任

突然、審議が保留になった理由について境野飛鳥は、GHQ民生局(GS)から、法案には「GHQの規則に違反している点がある」と指摘があった、というGHQ/SCAP文書の記録を挙げ、このためにGHQが介入したとしている〔境野 二〇〇九 七六〕。

一方、今泉潔は、この件に岩村忍の関与があったとの考えを示している。法案が差し止めとなった二日後、五月二五日の参議院議院運営委員会において、突然岩村忍の辞職願が提出されたのである。そしてその四カ月後、九月二七日参議院議院運営委員会で、今度は岩村の復職に関する件が議題にあがる。小林次郎事務総長は、「専門員の一人である岩村君という人が文化財法案の取扱いについて、少し間違いがあったというのでお罷め願った」が、「その後話がついて岩村君は復活してよいことになった。」但し、経緯については「公開の席ではいろいろな差障りがあるうかと思えますから御遠慮をいたしたい」と口を濁している。その後他の議員が「岩村専門員の問題は特殊な事情があるように伺っております」と発言し、結局岩村の復職は承認された。文化財保護法に関わる取り扱いの間違い、それも公の場ではいえない特殊な事情で岩村は五、九月の間だけ解任されていた訳である。また、のちの一九五〇年四月二五日、参議院文部委員会が法案が再度審議された際、鈴木憲一議員は審議未了の理由について、「手続上の問題のため」であったと振り返っている。今泉は、これらのことを、審議差し止めに岩村の関与があったことを示す根拠として挙げている〔今泉 二〇二二 四〇〕。

確かに岩村はGHQとの交渉における中心人物でもあったことから、そのやり取りの中で何か瑕疵があった可能性も考えられる。但し今泉は、審議未了の理由が衆議院側の不満に配慮して岩村が早い幕引きを画策した結果、規則違反をした可能性についても触れている。確かに、会議録からも衆議院側の不満は読み取れるが、それに対して岩村が配慮し無理な行動に出たとは考えにくい。また、のちの竹内専門員の述懐では、「立案にゆるされた日数が短期間であり、また従来の法制と根本的に態様を異にした点が多く、なお批判と検討を要するものがあつたことは否定できない」と、第五回国会に提出した法案が不十分で批判されるべきものであったとも述べている〔竹内 一九五〇 八〕。

これらのことをまとめるなら、突然の審議保留の理由の一つめは、第七次参議院案の中にGHQの規則に違反していると判断される部分があったためであり、それは何か手続き上の問題であった。そしてもししたらそれ

が岩村忍の「文化財法案の取扱いについての間違い」と関係している可能性もあるが、定かではない。もしそうだとすると、その瑕疵については（恐らくはGHQと）話し合いで解決し、四カ月で免職を解かれるような案件であった。また間接的な二つめの理由としては、法案の内容及び提出の段取りについて参議院側との調整が不十分であった点も挙げることができるだろう。

こうして一旦暗礁に乗り上げた第七次文化財保護法案であったが、もしもこの時、順調に法案が通過していたら「民俗資料」は文化財となっていなかったのである。

六、保留期間一カ月の動きと民俗分野の導入

（一）「各方面」からの意見

五月二三日の閉会後、法案が審議未了となったことは新聞その他で広く一般に知らされ、各方面からこの法案についてさまざまな批判や請願、意見などが出されて「いわば最も大規模な公聴会の機会を得た」ような状況になったという〔竹内 一九五〇 八〕。そして、これらの中には民俗分野を文化財に入れるような進言もあった。

例えば一九四九年八月一六日付けの、大阪市立美術館の館員及び友の会会員から両院議長と文部大臣宛ての請願がある〔境野 二〇〇九 二二一〕。これは前日八月一五日付け奈良・京都の国立博物館と大阪市立美術館の三館合同の請願書に追加補足したものである。三館合同の意見では、性格の異なる有形と無形の文化財を同一機構内で取り扱うことには無理があるため別法にすべきであるとの意見が入れられており、これに補足して、もしそれができずに無形文化財を削除しないならば「工芸技術」の次に「民俗学資料」を加えること、を要請している〔日本社会教育学社会教育法制研究会 一九七二 九三〕。

また、東大教授で建築史が専門の藤島亥治郎は、一〇月に発表された「文化財の保護に就いて」という論説に

において、保護の対象は芸術・史蹟・生活であり、このうち芸術以外の分野には生活用具等の生活所産や史的遺物、史跡等が含まれるとしている。藤島はスウェーデンの野外博物館、スカンセンなども例に挙げ、文化財の対象には「更に民家、民俗等も含められんことを希望」している。そして論説の最後は「東北特有の貴重な文化財としての民家、民謡、舞踊、言語、風俗、日用具等、最も民族に直接するものへの関心も共に寄せられんことを希望して止まない」と締められている〔藤島 一九四九 七一―一一〕。藤島は、一九三六年より文部省国宝保存会委員を兼任しており、文化財保護法公布以降も文化財審議会専門委員を一九八〇年まで務めた重鎮であった。¹²⁾ 町家・民家・街道景観の総合調査や平泉遺跡の調査会代表でもあり、こうした経歴から民家や民俗への思いを強くしていったものと思われる。

このように民俗分野に言及した言説が、この時期いくつか上申され、その後の法案の見直しに影響を及ぼした可能性は高い。

（二）衆議院の「重要文化財保護法要綱」作成

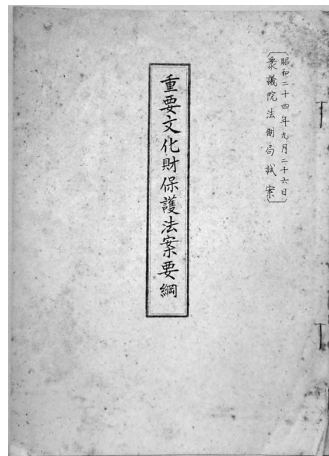
審議未了となった後、衆議院側でも「衆議院案…重要文化財保護法要綱（以下「要綱」）をまとめ、一九四九年九月二六日、衆議院文部委員会に提出した【資料2】」。ここでは「重要文化財とは、歴史上 または藝術上日本文化の証徴たるに値する建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、史料、考古資料、庭園、史跡、工藝技術、演劇、音楽および習俗その他の有形又は無形の所産並びに自然科学上稀少でありかつ日本文化の形成に寄与する動物、植物、鉱物、地質、自然現象及びそれらの所在地であつて国が保護する必要があるものとして指定したものと規定している。「習俗」の二文字が入れられており、これが文化財関連法案に民俗分野が取り入れられた最初ということになる。この案文作成の中心人物であつた衆議院法制局長第二部長の福原忠男は、参議院案と衆議院要綱との相違点の一つとして「重要文化財として無形の文化財のうち習俗というものを特に取上げてみまし

た」と説明している。つまり、文面では「有形又は無形の所産」とあるが、気持ちの上では「取り上げてみた」のは無形の習俗であり、有形の資料は対象になっていなかったたのである。しかも、あまり深く討議された結果ではなく軽い扱いであったことがその言い回しから感じ取れる。

(三) 参議院の法案修正と衆議院との調整

その後参議院でも専門員達が各所からの意見や衆議院の「要綱」を取り入れながら、法制局と共に修正案を作成していった。参議院の元の第七次案は七五条であったものが、一九四九年一〇月一三日の参議院文部委員会に提出された修正案では一〇八条に増えている¹³⁾。この時竹内専門員は文化財の定義を拡張し、庭園、書跡、典籍、民俗資料、考古資料などを追加したと説明している。すなわち、原文の全貌は不明ながらも、一〇月一三日の段階で参議院案に「民俗資料」が明記されたことが分かる。

その後、更に条文を追加し一一九条になったものが一一月一〇日に作成された

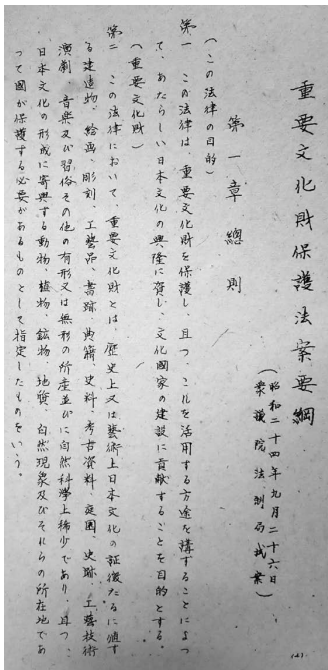


【資料2】衆議院案

審議保留後、衆議院側が1949年9月26日付けで作成した「重要文化財保護法案要綱」。有形・無形の「習俗」が加えられている。

(川崎市立日本民家園蔵)

同 6-11-71-72

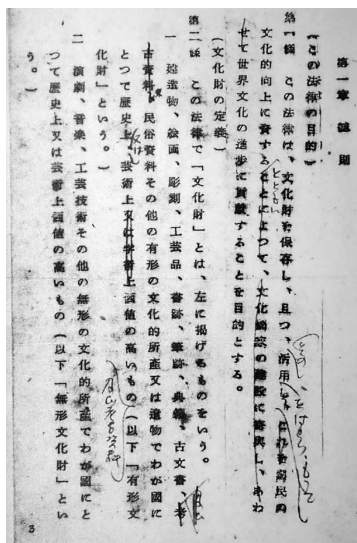


初めての民俗分野「習俗」を記載

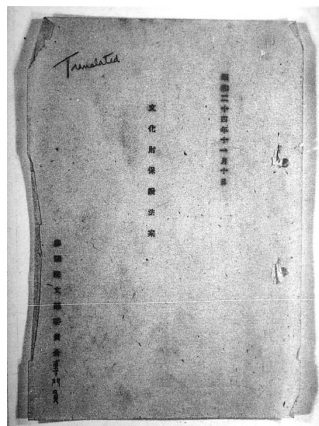
「参議院案⑧…文化財保護法案」である【資料3】¹⁴。この案文によって、文化財が有形文化財と無形文化財に分けられ、更に史跡名勝天然記念物が加わって三本柱となったことが初めて文面で確認できる。このうち有形文化財は次のように規定されている。「建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、筆跡、典籍、古文書、考古資料、民俗資料その他の有形の文化的所産又は遺物でわが国にとつて歴史上、芸術上又は学術上価値の高いもの」

先に示された衆議院の要綱と比較すると、「庭園、史跡」は別項の「史跡名勝天然記念物」として独立し、また「工芸技術、演劇、音楽」はこれもまた別項の「無形文化財」として独立、そして「習俗」はそのまま「有形文化財」のうちに残って「民俗資料」の名になったのである。

その後、参議院案一二月一六日に作成された「参議院案⑨…文化財保護法案」は二月一七日から二四日にか



初めての「民俗資料」記載



【資料3】参議院案⑧

衆議院案や各所から寄せられた意見等を加味し修正された昭和24年(1949)11月10日付け参議院法案。本文第二条に有形文化財「民俗資料」の文字が入る。

表紙には手書きで「専門員」「Translated」の文字が見える。

(国立国会図書館蔵・

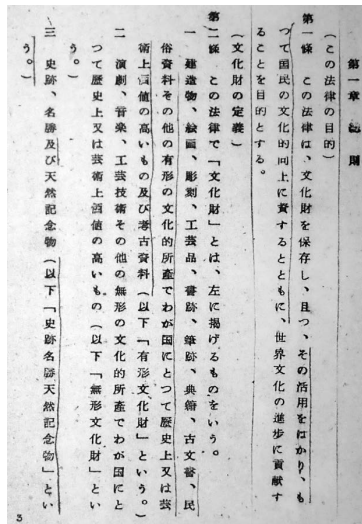
原所蔵：米国国立公文書館)

GHQ/SCAP文書CIE (D) 05206-05208

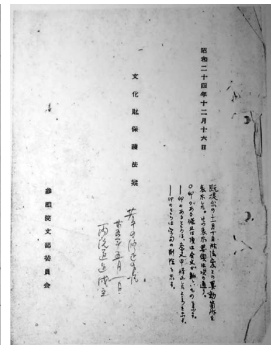
けて審議している第八次案にあたると思われるが、更に一三〇条にまで増えている【資料4】。しかし、これ以降も法案成立まで、民俗資料の位置づけは変わることがなかった。

なお、五月に審議未了になった原因の一つとも思える参議院と衆議院の確執であるが、この法律の必要性については両院見解が共通していた。参議院の三島通陽は、たとえ衆議院側で法案を作っても「小さな面子」に捉われてそれに文句を付けるようなことはしない、との考えを示した。その後、結局は両院で面子の立てあいのようなやり取りの末、前回のように審議未了とならぬよう衆議院案を十分汲んで参議院が提案することとで落ち着いたのである。やはり当事者間では前の審議未了の原因の一つが、両院間の事前の調整不足であったと認識されていたようである。

そうして四月二〇日の参議院文部委員会懇談会で、第十次案が作成された。国会への法案提出前に学識経験者を参考人として招致し意見を聞くことになったが、それは提出三日前の四月二二日のことであった。参考人は藤島亥治郎、長瀧武、渡邊光枝の三人であった。先に民俗資料を対象にすべしと論説で意見を述べていた藤島であったが、この席上では特に民俗資料についての話題は出していない。もつとも藤島は、前日に急用で来られなくなった辻善之助のピンチヒッターとして呼ばれたため、



資料3の手書き部分は全て修正されている



【資料4】参議院案⑨

130条からなり、衆議院が作成した「第八次案」にあたると思われる。

(国立国会図書館蔵・
原所蔵：米国国立公文書館)
GHQ/SCAP 文書 CIE (D)
05203-05205

一九五〇年四月二五日、第七回国会参議院文部委員会に一一一条に及ぶ第十次案が提出され、全会一致で可決された。この時、河野正夫議員は、「山本現委員長の甚大なる、殆んど心魂を傾ける程の御努力が中心になっておるとは思いまするけれども、これを助けて最もこの方面に明るい岩村専門員、或いはそれと共に他の法案との關係をよく吟味して下さる竹内専門員等の御盡力の絶大なものがあつたことと想うのであります。特に第五国会の本院を通過して衆議院に廻された際のいろいろのできごともございますて、そういう場合にも専門員諸君に非常な何と申しまするか、精神的な御負担をおかけしたことも多々あつたかと思うのでございます」と述べている。翌岩村については解任の一件も含まれているのだろう。翌二六日参議院本会議で可決され【資料5】、その後衆議

[illegible]

二 演劇、音楽、工芸技術その他
の無形文化財の所蔵者及び國に
とつて歴史又は芸術上価値の
高いもの（以下「無形文化財」と
いう。）

院で多少の修正はあったものの一九五〇年四月三〇日、ようやく文中に「民俗資料」の四文字を包含した文化財保護法は成立した。そして五月三〇日に正式に公布、八月二十九日から施行されることとなる。

八、「民俗資料」の英訳書き換えについて——“folklore materials”から“folk-culture data”へ

ここまで、ほぼ国会会議録の内容に沿って経緯を追ってきたが、その裏側でGHQとの調整が行われていた。その中心人物は岩村であった。境野はGHQ側に英訳されて提出された法案・草案類についても八案の存在を確認し、時系列順を推測して整理している〔境野 二〇一〇、境野ほか 二〇一〇〕。

「英語草案③：Cultural Property Protection Law (Provisional title)」【資料6】には一九四九年五月一三日付けで岩村が法案を持参した旨のメモが付されていた【資料7】。まだ第五回国会にはじめて提出しようとは準備していた頃であるから、当然ながら民俗資料に関する記載はない。

民俗資料が登場するのは、審議保留後の

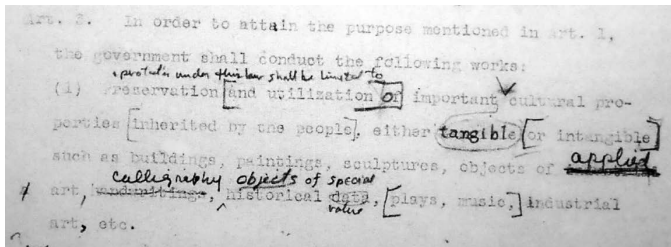
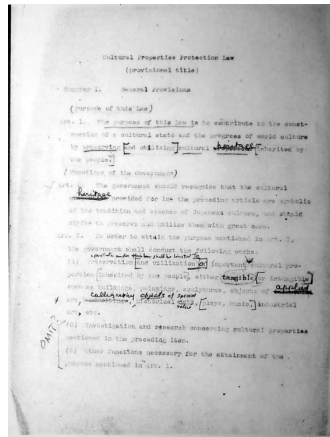
【資料6】「英語草案③：Cultural Protection Law (Provisional title)」

メモの日付より1949年5月13日以前に作成されたと目される。民俗資料に関する記載はない。

(国立国会図書館蔵・

原所蔵：米国立公文書館)

GHQ/SCAP 文書 CIE (D) 05209



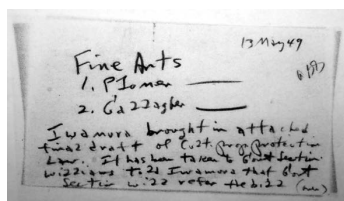
一月一日に作成された「参議院案⑧…文化財保護法案」の翻訳にあたる「英語草案④: Cultural Property Protection Law Bill」である。この翻訳文には他の草案に比べるときっちりとした表紙が付いている【資料8】。そこには日付などの情報と共に参議院文部委員会で作成され、二月五日に“Mr. K. Asai”によって翻訳されたことが明記されている。境野によれば翻訳者は参議院文部委員会会計課の浅井亀次郎である。ここには、「民俗資料」の翻訳として“folklore materials”の文字が見える。有形文化財の中の「民俗資料」なので、至極自然な訳といえる。

次の「英語草案⑤: Cultural Properties Protection Law (Draft)」は、英語文に日付は無いがその内容から二月一六日に作成された日本語の「参議院案⑨…文化財保護法案」の翻訳と推測されている【資料9】。日本語の「参議院案⑧」と「参議院案⑨」の間で「民俗資料」の位置づけは変化していない。ところが、翻訳文では前の「英訳草案④」で“folklore materials”（民俗資料）であった部分が“folk-custom data”（風俗習慣のデータ）と書き換えられている。⁽¹⁵⁾そしてこの日本語と英訳の微妙なずれは、これ以降も継続する。五月三〇日に成立した保護法で原文では民俗資料は有形の文化財で、英訳でも当然“tangible cultural properties（有形文化財）”の範疇に入るがその翻訳は最後まで“folk-custom data”と記されることとなる。では“folklore materials”から“folk-custom data”へわざわざ書き換えたのは誰であろうか。ここでは、それが岩村ではないかという仮説を立ててみたい。

「民俗資料」という言葉は、柳田が既に一九三五年の『郷土生活の研究法』で、有形文化・言語芸術・心意現象に三分類した民間伝承の採集記録全般を指して用いて

【資料7】1949年5月13日付けのメモ

「英語草案③: Cultural Property Protection Law (Provisional title)」と連続で付されていた。「Iwamura brought in attached final draft of cult. prop. protection law. (岩村が、別添の文化財保護法の最終草案を持参した。)…」とある。



(国立国会図書館蔵・

原所蔵: 米国国立公文書館)

GHQ/SCAP 文書 CIE (D) 05209

おり、現在イメージされる「博物館の民俗資料」「民具」のような意味合いはない。当時、民俗学になじみがある者達にとつてはまさに“folk-custom data”のほうが正しい「民俗資料」の概念を示す訳であつて、この語が有形文化財として振り分けられたことは大変違和感があつたと思われる。実際、これを是正するためにのちの文化財保護委員会事務局の三人は奔走するのである。当然、岩村もこの「矛盾」には気づいていたであらう。

「英語草案④」で「民俗資料」を“folklore materials”と訳した浅井亀次郎は事務方の職員で、民俗学の概念は知ら

【資料8】

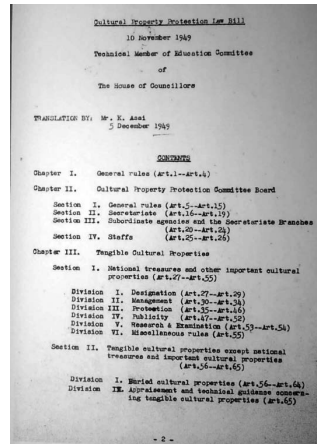
「英語草案④：Cultural Property Protection Law Bill」

1949年11月10日作成。審議保留後に修正された日本語の「参議院案⑧：文化財保護法案」の翻訳にあたる。

12月5日付けで“TRANSLATION BY: Mr. K. Asai”と記された翻訳者は参議院文部委員会会計課の浅井亀次郎。

(国立国会図書館蔵・
原所蔵：米国立公文書館)

GHQ/SCAP 文書 CIE (C) 06729-06730



(The definition of cultural property)

Art. 2. The "cultural properties" in the present law include the following items:--

- I. Buildings, paintings, sculptures, applied arts, calligraphies, autographs, books, old documents, archaeological materials, folklore materials, relating ways and customs of people and other tangible cultural outputs, as well as remains that are highly valuable in the elucidation of Japanese history and arts. (Hereafter those mentioned in this paragraph shall be called "tangible cultural properties")
- II. Plays, musics, manual techniques and other intangible cultural outputs that are highly valuable in the elucidation of Japanese history and arts. (Hereafter those mentioned in this paragraph ~~shall be called~~ "intangible cultural properties")
- III. Historic site & scenic spots and natural historic preserves. (Duties of the central and prefectural governments.)

初めての「民俗資料」記載。“folklore materials”と翻訳。

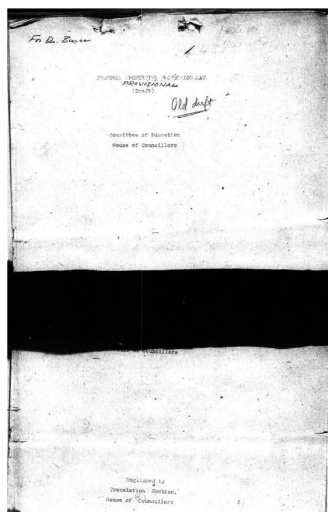
ずにそのまま直訳した。「英語草案④」は、文章内でも用語の不統一が多く、直訳的であることが指摘されている〔境野ほか 二〇一〇 二五八〕ため、この草案だけが浅井の訳であったとも考えられる。

その前の「英語草案③」は岩村がGHQに直接持参していたことが付属のメモで分かっているのも、「英語草案⑤」以降も英語が堪能で内容の作成にも関わっている岩村が、翻訳に手を加えた可能性はある。¹⁶ とりあえず有形に入れら

れた「民俗資料」に対する扱いについて、岩村も若干の迷いを持っており、その迷いの部分が、英文“materials (物質)”から“Data (データ)”への書き換えに表れているのではないかとも思える。

【資料9】 「英語草案⑤：Cultural Properties Protection Law (Draft)」

(国立国会図書館蔵・
原所蔵：米国国立公文書館)
GHQ/SCAP 文書 CIE (D)
05205-05206



(Definition of Cultural Properties)

- Art. 2. (1) In this law "cultural properties" shall be the following:
1. Buildings, pictures, sculptures, objects of applied arts, pieces of calligraphy, classical books, ancient documents, folk-custom data, and other tangible cultural products, which possess a high historical or artistic value in and for this country, and archaeological data, (hereinafter referred to as "tangible cultural properties").
 2. Dramatic, musical, and industrial arts and other intangible cultural products, which possess a high historical or artistic value in and for this country, (hereinafter referred to as "intangible cultural properties").

「民俗資料」の訳が“folk-custom data”に書き換えられる。

九、文化財保護法に民俗が位置付けられた背景

以上、文化財保護法成立の経緯を追ったが、結局、文化財保護法成立時に、渋沢やアチックの直接の働きかけは無かったことが明らかになった。そして、法案作成を主導した参議院の協議の中で、当初は民俗分野を文化財に位置付ける気配は無かった。

一旦、一九四九年五月に参議院で可決された法案には「民俗資料」の記載は無かったが、GHQの介入で保留となった。そして、この後約五カ月の協議期間が民俗資料が文化財となるターニングポイントとなったのである。最初の法案文への記載はまず先に一九四九年九月二六日衆議院作成の「重要文化財保護法案要綱」の有形・無形の「習俗」の文字であり、その後一〇月一三日に参議院文部委員会で示された法案の有形文化財「民俗資料」であった。この期間中に「民俗資料」の項目が追加された要因として、主に二つが考えられる。

一つは、アチックの「民具」研究、そしてそれ以前から柳田國男が提唱してきた「民俗学」という分野が、既に社会的に認知されていたことである。

この少し前の一九四七年、柳田の自宅で開いていた「木曜会」は発展解消し、「民俗学研究所」と改称した。この年、柳田は七三歳を迎えており、枢密院や外務省、文部省などで多くの委員を務め、政府も無視できない学術界の重鎮となっていた。また同年には、六つの学会が集まり六学会連合（のちの九学会連合）が結成された。柳田主催の「民間伝承の会」はこの時既に一つの学術団体としてこれに加わっている。連合は毎年共同発表を行い、一九五〇年からは列島各地の共同調査を行うなど戦後の学術界を牽引する存在となった。その呼びかけ人は渋沢敬三であった〔坂野 二〇一二 二一三〕。一九四九年三月には「民間伝承の会」は「日本民俗学会」へと改称され、柳田は初代会長に就いた。つまり文化財保護法が成立する直前の時期は、民俗学が一つの学問分野と

して確立し、學術組織を立ち上げようとしていた転換期にあたる。有識者のあいだでは、庶民の生活誌の記録を重要視する考え方もかなり浸透してきており、民俗資料を文化財とすることは不自然なことではなくなっていた。特に、文化財の分野のご意見番でもあった建築史家の藤島亥治郎が、民家と共に民俗や生活用具の保存を主張したことは、かなり影響があったのではないかと思われる。

なお、当初の衆議院の要綱では無形の「習俗」が対象として想定されていた。しかし、これを加味した第八次参議院案で有形と無形が区分された時、もとの文面に引きずられたためか、民俗資料は有形文化財のほうに残る形になり、結果的に民具のみがその最初の対象になったのである。

ただここで不思議なのは、この時期、柳田や渋沢の門人・同人達がまったく声を上げていないことである。最初に挙げた田原の言葉のとおり、「国の行政施策のまっただなかに据えられるなどというような予測は、それまで関係者の誰もが持っていなかった」のである。

それは民族学者でもあった岩村忍も同様であった。初めから法案作成に深く携わっていた彼ですら当初は民俗分野を文化財の一項目にする発想は無かったのである。

しかし、それでもやはり要因のもう一つとして岩村の存在を挙げておきたい。渋沢敬三とも関係が深い民族研究所の所員であった岩村忍が原案作成に関わっており、特にGHQとの調整に奔走した中心人物であったことは確かである。複数の機関や有識者から、民俗分野を文化財の項目に入れるべしとの意見があがってきた時、岩村は罷免されている状況であったが、衆議院の要綱が報告される前には復職し、GHQと折衝するために精力的に動いている〔境野 二〇〇九 七七〕。この時、永年の渋沢たちの民具蒐集研究に対しての「配慮」があったかどうかまでは分からないが、新たに案を練り直す際、岩村が作成チームにいたことは決してマイナスには働かなかっただろう。少くとも、渋沢本人はそうのように受け取り、のちに宮本常一にも語っているのである。そして、法案の英訳に専門家としての意見を反映させ、含みを持たせた可能性も垣間見える。

いずれにせよ、民俗学の側からこの法案作成に対する直接的な働きかけは無かった。最初の案が保留となったのもいわば偶然であった。しかし、法案が世間に公開され、広く意見が寄せられた際に、民俗資料が対象に組み入れられたことは決して偶然ではない。この時までには、庶民の生活文化を解明することの重要性、そしてその資料としての民具の有用性を訴え続けた人々によって種は蒔かれていた。それが時間をかけて裾野に広がり、この唯一の機会に期せずして実を結んだといえるのではないだろうか。

おわりに

もしも最初の第五回国会審議で文化財保護法案が通過していたら「民俗資料」の四文字は文化財の対象に入っていなかった。当然、これを根拠に召喚された祝・田原・宮本馨太郎ら三人による怒涛のような保護政策はなされておらず、宮本常一の活動における国の政策との連携もなく、現在にいたる民具の収集・保存体制も無かったかもしれない。

そう考えると、現在日本全国の民俗博物館に多くの民具が残されていることは奇蹟ともいえる。国や自治体が文化財として選ぶものは、そこに住む人々が何を大切と考えているのかを示す指標でもある。「民俗資料」は、民俗学研究者以外からの声で文化財となり、各地域ごとに現在まで護られてきた。「民衆の暮らしの代弁者」たる民具の意義は、それを護る人々によってこそ価値を付されるものであろう。

【謝辞】 本稿執筆にあたり、成城大学の小島孝夫先生から、終始さまざまなご助言・ご鞭撻をいただいた。ここに記して感謝の意を表します。

註

- (1) 文部科学省 二〇二四「令和六年度文部科学省社会教育調査中間報告」による。
- (2) 田原久は早稲田大学国文学を一九三五年に卒業し、内務省、厚生省、民間会社、高校教員などを歴任した後、文化財保護委員会に文部技官として着任した。それまで民俗学には特に縁がない若者であった(田原 一九五四五〇)。
- (3) 祝は京都下賀茂神社の宮司の長男として誕生し、國學院大學で日本法制史を専攻する。アチックの伊豆内浦の古文書整理に携わるようになり、アチックの二階で整理をしながら、階下の民具を見たり、民俗学の知識を深めた。昭和二年、東京農業大学教授の職を辞し、大分に帰郷、農村教育に従事していたが、洪沢からの推薦に応じ、文化財保護委員会初の技官となる〔祝 一九七一 一五七一―一六一〕。
- (4) この頃折口信夫は病床に付していたが、祝は療養中の折口の自宅に改正文案を持参し細かく添削を受けている〔祝 一九七三 三七〕。
- (5) 祝は一九六七年に文化財保護委員会を退職したが、その後も保護審議会専門委員として、また神社本庁と関係の深い「民俗文化財研究協議会」の代表世話人として影響力を持った〔菊池 一九九九〕。
- (6) 大岡實の遺した資料は、同氏が設立に関わった川崎市立日本民家園に一括寄贈され、『大岡實博士文庫書類資料』として整理・保管されている。
- (7) 文化財保護法成立後、一九五〇年に京都大学人文科学研究所教授に就任。その後、京大東南アジア研究センター所長、日本モンゴル学会初代会長などを務めた。
- (8) 太田由紀は、GHQ文書には岩村の名が頻出するが、立法過程では参議院文部委員長であった法哲学者・商学者の田中耕太郎の存在が大きかったのではないかと推測している〔太田 二〇二三 二四〕。
- (9) 以下、国会図書館が公開する「国会会議録検索システム」に拠る(<https://kokkai.ndl.go.jp/#>)。
- (10) 境野ほか二〇一〇 二五四頁の表、最下段の文化財保護法作成日については1949.5.30は1950.5.30の誤記と思われるため訂正して表記している。

(11) これ以前の動きを表と参議院の経過報告とで照合すると、「参議院案①…国宝保存法案(仮称)」を協議したのが一九四九年四月一二日、「参議院案②…文化財保存法(仮称)」を竹内・岩本らが起草したのが同四月一五日と推測される。

(12) 参考: <https://www.tobunken.go.jp/materials/bukko/28257.html> 東京文化財研究所「物故者記事」データベース。

(13) 会議録に一〇八条の法案とあるが、この条数の原文は現在確認されておらず、境野の元の分類表もないため、表1には網掛けで追記している。

(14) 【資料3】はGHQ文書に入っていたもので、表紙の「参議院文部委員会」の印刷文字の下に手書きで「専門員」と書き添えられている。この資料の本文に手書きで加筆修正されている部分は、【資料4】では全て修正して印刷されている。また、左上に「Translated」とメモ書きがあることから、本資料は専門員でありGHQへの翻訳を提出していた岩村忍の手持ち資料だった可能性もある。

(15) これは考古資料も同様で「英語草案④」で“archaeological materials”とある部分は、「英語草案⑤」では、文章の最後に持ってきたうえで“...and archaeological data”と書き換えている。

(16) 「英語草案⑤」の表紙には翻訳が参議院翻訳部によるものと記載されており、少なくともこの案文翻訳は岩村が全文翻訳したものではない。

(17) のちに田原久は、民俗資料が有形文化財に限られている理由について、文化財保護法が従来の国宝保存法を根幹として改正したものであるため、物というところに大きな線を引いてしまい、「民俗資料は有形だけでよいではないか」という風に簡単に割り切ってしまった」のだと推測している(田原 一九五四 六九)。

参考文献

- ・アチックミュージゼム 一九三六『民具蒐集調査要目』
- ・今泉潔 二〇二二「文化財という言葉をめぐる史的展開に関する試論」千葉県教育振興財団文化財センター『研究連絡誌』 八七

- ・岩村忍 一九八一『暗殺者教団』リプロボート
- ・榎美香 二〇一三「なぜ博物館に民俗展示があるのか、民俗文化財とは何か」『歴史地理教育』七九九、歴史教育者協議会
- ・太田由紀 二〇二三「法隆寺金堂壁画焼損前の文化財保存関連法規の改正議論―重点的保護を中心に―」『文化資源学』二一、文化資源学会
- ・川邊咲子 二〇二二「民具の「緩やかな保存」考―物のライフサイクルの視点から―」『農村計画学会誌』四一一、農村計画学会
- ・菊池暁 一九九九「民俗文化財の誕生…祝宮静と一九七五年文化財保護法改正をめぐる」『歴史学研究』七二六、歴史学研究會
- ・木下忠 一九七一「民俗資料の保護」文化庁文化財保護部『月刊文化財』九〇、第一法規出版
- ・木下忠 一九八一「歴史民俗資料館の設置・運営」『月刊文化財』二二四
- ・小島孝夫 二〇二五・六・三〇「民具実測のはじまり―彫刻から民俗学へ」武蔵野美術大学ウェブマガジン『MAU 2029』
- ・小島孝夫 二〇二五・一一・二八「民具実測の展開―大学から社会へ―」同右『MAU 2029』
- ・才津祐美子 一九九六「民俗文化財」創出のディスコース『待兼山論叢 日本学篇』三〇、大阪大学文学部
- ・境野飛鳥 二〇〇九「GHQ/SCAP文書にみる文化財保護法の成立過程」『日本歴史学会編』『日本歴史』七三六、吉川弘文館
- ・境野飛鳥 二〇一〇「文化財保護法の成立過程に関する研究―GHQ/SCAP文書にみる起草の背景と草案・法案の変遷」二〇〇九度筑波大学、博士論文
- ・境野飛鳥・斎藤英俊・大和智・平賀あまな 二〇一〇「GHQ/SCAP文書内の文化財保護法案・法案の分析・考案―文化財保護法の成立過程に関する研究（その二）」『日本建築学会計画系論文集』七五―六四七、日本建築学会
- ・坂野徹 二〇一二「九学会連合の共同調査と「国土」―『産業経営プロジェクト報告書』三五―二、日本大学経済学部

産業経営研究所

- ・椎名慎太郎 一九七七『精説文化財保護法』新日本法規出版株式会社
- ・竹内敏夫 一九五〇・七「文化財の保護―文化財保護法について―」文部省『文部時報』八七四、帝国地方行政学会
- ・竹内敏夫・岸田実 一九五〇『文化財保護法詳説』刀江書店
- ・田原久 一九五四「民俗資料の保存と活用」長野県教育委員会『民俗資料とはどんなものか』
- ・田原久 一九八五「文化財保護法と宮本先生」『民俗博物館論考』慶友社
- ・定本柳田國男集編纂委員会編 一九七一『定本柳田國男集別館第五』「年譜」筑摩書房
- ・中生勝美 一九九七「民族研究所の組織と活動・戦争中の日本民族学」『民族学研究』六二―一
- ・中村淳 二〇一三「日本における文化財保護法の展開」岩本通弥編『世界遺産時代の民俗学』風響社
- ・日本社会教育学社会教育法制研究会編 一九七二『教育法制研究資料XIV』
- ・藤島亥治郎 一九四九・一〇「文化財の保護に就いて」『日本建築学会研究報告』三
- ・藤島亥治郎 一九五〇・四「文化財保護の将来」『建築雑誌』
- ・藤島亥一郎 一九五〇・七「文化財保護法案私見」文部省『文部時報』八七四
- ・文化財保護委員会編 一九六〇『文化財保護の歩み』
- ・文化財保護委員会編 一九六五『民俗資料調査収集の手びき』第一法規
- ・文化財保存全国協議会編 二〇一七『文化財保存七〇年の歴史―明日への文化遺産』新泉社
- ・文化庁 一九七八『文化行政の歩み―文化庁創設一〇周年にあたって―』ぎょうせい
- ・文化庁 二〇〇一『文化財保護法五十年史』一一二―「文化財保護法制定の経緯」二一七―四「民俗文化財の公開と活用」ぎょうせい
- ・祝宮静 一九七一『民俗資料入門』岩崎美術社
- ・祝宮静 一九七三「折口信夫」『月刊文化財』一二三
- ・丸山泰明 二〇〇八「民俗博物館の歴史的再検討と再創造―ナショナル・アイデンティティの構築からパブリック・

- アリーナへー」小松和彦還暦記念論集刊行会編『日本文化の人類学：異文化の民俗学』法蔵館
- ・丸山泰明 二〇一三『渋沢敬三と今和次郎―博物館的想像力の近代―』青弓社
- ・宮本馨太郎 一九五四「民俗資料の保管と展示」長野県教育委員会『民俗資料とはどんなものか』
- ・宮本馨太郎 一九六四「渋沢敬三先生のご逝去を悼む」『物質文化』四、物質文化研究会
- ・宮本馨太郎 一九六九六「民具研究の歩み」『民具入門』慶友社
- ・宮本馨太郎 一九八五再録『民俗博物館論考』慶友社
- ― a「民俗資料の収集・保存と民俗博物館」(原著一九六〇『ムゼイオン』六 立教大学博物館学講座
- ― b「博物館法施行規則の制定から―博物館学講座開講に至る経緯―」(原著一九七七『ムゼイオン』二三(同右))
- ・宮本常一 一九七三「民具研究への道」『日本民俗学』八六、日本民俗学会
- ・宮本常一 一九七九『民具学の提唱』未来社
- ・宮本常一 二〇〇五再録「民具学提唱」『民具学試論』未来社(原著一九七二近畿民俗学会編『沢田四郎作博士記念民俗論叢』)
- ・村上忠喜 二〇一三「文化財保護と民俗―これまでの歩みと今後の課題―」八木透編『新・民族学を学ぶ―現代を知るために―』昭和堂
- ・森田孝 一九五五・一〇、同一「文化財保護業績五か年を顧みて(上)・「同(下)」『文部時報』九三八・九三九
- ・横浜市立博物館・神奈川大学日本常民文化研究所編 二〇〇二『屋根裏の博物館―実業家渋沢敬三が育てた民の学問―』

(成城大学民俗学研究所研究員)

